

認定ロゴマーク使用規則

(目的)

第1条 この規則は、機密文書処理サービス適合事業所認定制度に関する規程第14条に基づき、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「本協会」という、)が作製する認定ロゴマークの使用にあたって必要な事項を定め、認定ロゴマークの適正使用を通じて本協会が運営する認定制度の普及に寄与することを目的とする。

(商標権)

第2条 認定ロゴマークの商標権は、本協会に属する。

(認定ロゴマークの使用)

第3条 本協会が運営する適合証明検査に合格した認定正会員は、認定ロゴマークを使用することができる。

2 認定正会員は、認定ロゴマークを以下の媒体に使用することができる。

- (1) ホームページ
- (2) 名刺(認定正会員の従業員に限る)
- (3) 宣伝用パンフレット類

3 認定ロゴマークは、つぎの媒体に使用することはできない。

- (1) 認定正会員が提供する製品
- (2) 認定正会員が提供する製品の包装
- (3) 認定正会員が提供する回収容器(段ボール類も含む)
- (4) 認定正会員が作成する提案書、見積書、納品書、請求書、報告書
- (5) 認定正会員が発行する証明書(裁断証明書、破砕証明書、溶解証明書など)
- (6) 機密文書の収集運搬車両、処理装置など
- (7) その他本協会が提供、作成、発行、使用するものでないもの

4 認定正会員は、認定ロゴマークの使用に関し、適正に使用されているか否か明確に判断できない場合は、本協会事務局に確認するものとする。

(認定ロゴマーク清刷依頼書の提出)

第4条 認定ロゴマークは、本協会が発行する清刷の複製を使用する。

2 認定ロゴマークの清刷を希望する会員は、本協会理事長に認定ロゴマーク清刷依頼書(認定様式 4)を提出しなければならない。

3 理事長は、認定正会員の認定ロゴマーク清刷依頼書を受理したときは、これに受理年月日及び受理番号を記入して返信し、清刷を電子データにて発行するものとする。

4 印刷やウェブサイトの作成にあたっては、清刷の保存形式を変更したり、解像度を低めたりしないものとする。

5 印刷物やウェブサイトの作成以外の目的で清刷又は清刷の複製を他者に提供してはならない。

(使用期間)

第5条 認定ロゴマークの使用期間は、認定正会員の認定が終了したときまでとする。

(認定ロゴマークの表示)

第6条 認定正会員が、認定ロゴマークを使用する際は、認定ロゴマーク部と認定番号を一体として表示しなければならない。

2 認定ロゴマークの表示方法は、つぎのとおりとする。



KJ00-000

← 【認定番号】

3 認定番号の字体は、「半角センチュリー」とする。

(使用中止)

第7条 認定ロゴマークの使用に違反があった場合は、遅滞なく理事長に報告するとともに違反対象物への認定ロゴマークの使用を中止する。

(使用料)

第8条 認定ロゴマークの使用料は、無料とする。

(施行期日)

1 この規則は、2019年7月1日から施行する。